

令和6年度下期貸切バス旅行商品造成・販売支援補助金交付要綱

(事業の目的)

第1条 この事業は、団体旅行の閑散期の誘客促進を図るため、旅行会社が団体旅行を造成・販売する経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、島根県への観光誘客に繋げることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けている全国の旅行会社とする。

(補助対象事業)

第3条 以下の要件を全て満たす団体型の募集型企画旅行または受注型旅行を補助対象とする。

- (1) 令和6年12月1日（出発日）～令和7年2月28日（帰着日）に実施される旅行であること。
- (2) 島根県外を発地とし、島根県内を周遊するバスツアー（島根県まで鉄道、航空機等を利用し、その後、県内を貸切バスで周遊するツアーを含む。）であること。
- (3) 島根県内に1泊以上し、島根県内の観光施設等（宿泊する施設、トイレ休憩のみを目的とした施設を除く）を行程に3カ所以上含めた旅行であること。
※島根県内に本社がある観光施設は島根県外に所在していても島根県内の観光施設とする。
- (4) 島根県内の宿泊施設を利用したことを証明する書類（宿泊証明書等）を提出できること。
- (5) 島根県内の観光施設等に立ち寄ったことを証明する書類（立寄証明書等）を提出できること。
※募集型企画旅行の場合で、募集広告の行程表に明記されている観光施設等に立ち寄る際の証明書は不要とする。
- (6) 利用したバスの台数及び経費を証明する書類（運行証明書等）を提出できること。
- (7) 乗務員及び添乗員を除き、バス1台当たりの乗車人数が15名（石見地域または隠岐地域に宿泊する場合は9名）以上であること。
- (8) 旅行参加者へ公益社団法人島根県観光連盟が指定するGoogleフォームによるWEBアンケートを周知し、協力依頼をすること。
- (9) 島根県、21世紀出雲空港整備利用促進協議会、萩・石見空港利用拡大促進協議会、隠岐空港利用促進協議会、木次線利活用推進協議会が実施する他の補助金等を受けていないこと。
- (10) 学校行事として実施する旅行、会議や研修を目的とした旅行、宗教活動や政治活動を目的とした旅行でないこと。

(補助対象経費、補助金額及び補助限度額)

第5条 補助対象経費は、前条の要件を全て満たす旅行の造成・販売にかかる経費とするが、補助金額は、第6条に規定する補助金交付申請書のバスの利用見込台数に対する第9条に規定する補助金実績報告書のバスの利用実績台数の割合に応じて下表で算出した額とする。ただし、公益社団法人島根県観光連盟会長（以下「会長」という。）が特に認める場合は、この限りではない。

利用台数実績÷利用台数見込	バス1台あたりの単価	補助金の計算
5割以上	50千円	左記単価×バスの利用実績台数
5割未満	25千円	

2 一社あたりの補助限度額は3,000千円とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、下記の書類を添付の上、補助金交付申請書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。なお、申請は旅行実施前に行うものとし、予算に達した時点で申請の受付を終了する。

- (1) 旅行の内容がわかる一覧（出発地、コース番号、旅行実施期間、設定本数、立ち寄り先、宿泊先、最少催行人数または参加予定人数が確認できる様式Aまたは様式Aに準ずるのもの）
- (2) 旅行の行程がわかる行程表または募集広告の原稿等

(審査及び交付の決定)

第7条 会長は、前条による申請があったときは内容を審査し、補助金の交付を決定することとしたときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請を行った者（以下、「交付決定者」という。）に通知する。なお、補助金の交付決定額は、過去の送客実績等を勘案して調整することとする。（過去の送客実績と照らし合わせ、目標を達成する見込みが低いと判断した場合は申請額より減額して交付決定する場合がある。）

(変更交付申請)

第8条 交付決定者は、前条の交付決定後に事業の内容を変更する場合または中止する場合は、補助金変更交付申請書（様式第3号）を提出し、会長の承認を受けなければならない。ただし、バスの利用見込台数の安易な変更申請は認めない。

- 2 会長は、前項の補助金変更交付申請書が提出された場合において、補助金の変更を承認するときは、補助金変更交付決定通知書（様式第2号を準用）により通知する。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、事業完了後30日以内に下記の書類を添付の上、補助金実績報告書（様式第4号）を会長に提出しなければならない。

- (1) 実施した旅行の内容がわかる一覧（出発地、コース番号、立ち寄り先、宿泊先、催行本数、コースかつ催行日毎の構成人数が確認できる様式Bまたは様式Bに準ずるもの）
- (2) 実施した旅行の行程がわかる行程表または募集広告の写し等
- (3) 利用したバスの台数及び経費を証明できる書類（コースかつ催行日毎の実績がわかる様式Cによるバス運行証明書等）
- (4) 島根県内で宿泊したことを証明できる書類（コースかつ催行日毎の実績がわかる様式Dによる宿泊証明書等）
- (5) 島根県内の観光施設等に立ち寄ったことを証明する書類（コースかつ催行日毎の実績がわかる様式Eによる立ち寄り証明書等）

※募集型企画旅行の場合で、募集広告の行程表に明記されている観光施設等に立ち寄る際の証明書は不要とする。

(補助金の確定)

第10条 会長は前条に基づく実績報告書の提出があった場合には、必要な検査を行い、その報告にかかる事業の実施結果が適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第11条 補助金の支払いは、精算払いとする。

2 会長は前条の額の確定通知後、交付決定者から請求書(様式第6号)を受理したときは、その日から30日以内に支払うものとする。

(帳簿等の保存)

第12条 助成決定者は、当該補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付等に関して必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月28日から施行する。